

宮崎市景観整備機構の指定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第92条第1項の規定に基づく景観整備機構（以下「機構」という。）の指定に関し、必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 法第92条第1項の規定による機構の指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した宮崎市景観整備機構指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 事務所の所在地
 - (3) 業務内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 定款又は寄付行為
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
 - (7) その他機構の業務に関し参考となる書類

(機構の指定)

第3条 市長は、前条の規定によりなされた申請が次に掲げる基準に適合すると認められるときは、機構として指定するものとする。

- (1) 業務内容が、本市の景観行政の推進に資するものであること。
 - (2) 事業執行体制が、法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができること。
 - (3) 法第93条に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すること。
 - (4) 法第95条第3項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分のあつた日から2年を経過していること。
 - (5) 法第95条第3項の規定により指定を取り消された法人でその処分のあつた日前30日以内にその機構の役員であつた者を役員とする場合においては、その処分のあつた日から2年を経過していること。
- 2 市長は、法第92条第1項の規定により指定したときは、ただちに宮崎市景観整備機構指定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更の届出等)

第4条 機構は、第2条第1項第1号及び2号の規定による申請書に掲げる事項を変更しようとするときは、宮崎市景観整備機構名称等変更届出書（様式第3号）に必要な事項を記載し、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 機構は、第2条第1項第3号の規定による申請書に記載した業務内容に変更があつたときは、変更があつた日から30日以内に宮崎市景観整備機構業務変更報告書（様式第4号）に必要な事項を記載し、市長に報告しなければならない。

(事業報告等)

- 第5条 機構は、毎事業年度の事業開始前に、事業計画書及び事業活動収支予算書を市長に提出するものとする。
- 2 機構は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書及び事業活動収支決算書を市長に提出するものとする。

(附則)

この要領は、平成20年11月1日から施行する。